**ＦＡＸ送信のご案内**

**送　信　者　　〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**送　信　日　　令和５年　　月　　日**

**送　信　先　　西村謄写館　御中**

**ＦＡＸ番号　　０６－６４５５－２２８０**

**送信枚数　　　　　　枚（送付状含む）**

**送信書類　　　謄写申請書　　　　　　　　　　１頁**

**頁**

**注意事項**　　**謄写料金が1万円を超えるような場合には、ご連絡下さい。(謄写をお願いするのか再検討させて下さい。)**

|  |
| --- |
| **社内使用欄**  **提出時期　　　　起訴後に、検察庁から検察官請求証拠が準備できたと電話で連絡が入る。その後に検察庁に刑事記録を謄写申請する。**  **書類　　　　　　謄写申請書は、法テラスからＦＡＸされてくる書類の中にある。**  **提出方法　　　　西村謄写館にＦＡＸで申請する。西村謄写館から連絡がありますので、記録と引換えに、代金を支払う。**  **添付書類****国選弁護人選任書の写しが必要です。追起訴の事案では、国選弁護人選任書の写し及び起訴状の写しは不要であるが、併合決定書の写しが必要になる。また、任意開示のように追加で証拠請求する場合には、国選弁護人選任書の写しは不要である。**  **これらは写しでよいから、西村謄写館に持っていくのは、謄写申請書の原本のみとなる。**  **Ａ４　　　　　　通常はＡ３で印刷されているが、個別に記載してお願いすればＡ４でお願いすることも可能である。但し、2枚となるので値段は2倍となる。**  **謄写代の領収書　法テラスへの報酬請求に使うので領収書はコピーして法テラスの報酬請求の書類と一緒に保管する。** |